

【点数の見直し】		4,730点	→	4,460点
J 0 5 3 唾石摘出術				
【名称の見直し】	唾石摘出術		→	唾石摘出術（一連につき）
【点数の見直し】	3 腺体内に存在するもの	7,200点	→	6,550点
【注の追加】		(追加)	→	注 2 及び 3 について内視鏡を用いた場合は、1,000点を所定点数に加算する。
J 0 6 3 歯周外科手術（1歯につき）				
【点数の見直し】	4 歯肉剥離搔爬手術	620点	→	630点
	5 歯周組織再生誘導手術			
	イ 1次手術（吸収性又は非吸収性膜の固定を伴うもの）	760点		840点
	ロ 2次手術（非吸収性膜の除去）	320点		380点
J 0 6 3 - 2 骨移植術（軟骨移植術を含む。）				
【点数の見直し】	2 同種骨移植（生体）	16,730点	→	20,770点
	3 同種骨移植（非生体）	14,770点		18,300点
J 0 8 6 上顎洞開窓術				

<p>【点数の見直し】</p>	<p>2,600点</p>	<p>1,300点</p>
<p>【新設】</p> <p>J 0 9 3 遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）</p>	<p>(新設)</p>	<p>J 0 8 6 - 2 内視鏡下上顎洞開窓術 3,600点</p>
<p>【点数の見直し】</p> <p>J 1 0 0 - 2 中心静脈栄養用植込型カテーテル設置</p>	<p>74,240点</p>	<p>84,050点</p>
<p>【名称の見直し】</p>	<p>中心静脈栄養用植込型カテーテル設置</p>	<p>中心静脈注射用植込型カテーテル設置</p>
<p>【新設】</p>	<p>(新設)</p>	<p>J 1 1 0 広範囲顎骨支持型装置搔爬術 1,800点</p> <p>注 区分番号J109に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M025-2に掲げる広範囲顎骨支持型補綴に係る補綴物を装着した患者に対し、当該手術を行った場合に1回を限度として算定する。</p>
<p>第3節 手術医療機器等加算</p>		
<p>J 2 0 0 - 4 上顎洞手術用内視鏡加</p>		